

提出書類一覧(物品関係)

※No順にクリップなどで綴じて提出してください。(ファイル綴じ不要)

No.	提出書類一覧	様式等の条件	法人	個人	注意事項		
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	様式第1号 (指定様式)	○	○	役職名は、「使用印鑑届兼委任状」の役職名と一致させること。 9は、行政書士等が代理申請する場合のみ記載する。 委任先がある場合、10～12に記載すること。 13～14は、申請者の職員のうち申請内容を把握している方を記載してください。		
2	使用印鑑届兼委任状	指定様式	○	○	使用印鑑届と委任状の両方を兼ねているため、「本店で契約する場合」、又は「本店以外の営業所(委任先)で契約する場合」のいずれかを選択して記載すること。 委任事項は必要に応じ加除修正し提出すること。 受任者の「商号又は名称」の欄は、「○○会社○○支店」等と記載すること。 角印は使用する場合のみ押印してください。		
3	誓約書	指定様式	○	○	委任先がある場合は、受任者についても記載して下さい。受任者の印は、使用印鑑届兼委任状と同じ印を押してください。暴力団員との関係が認められた場合、資格を取消す場合があります。		
4	印鑑登録証明書	写し可	○	○	法人:法務局 個人:市区町村役場 *申請日から3ヶ月以内に交付を受けたもの。		
5	営業所一覧表	様式第2号 *任意様式可	○	○	欄外の記載要領に従い、記入してください。 (記載項目が同一なら各社作成様式で可)		
6	希望取扱品目申請書(★)	様式第3号 (指定様式)	○	○	欄外の記載要領に従い、記入してください。		
7	営業概要書	様式第4号 (指定様式)	○	○	欄外の記載要領に従い、記入してください。		
8	営業に関し法律上必要な登録等の許可証または証明書(★)	発行官公署 写し可	△	△			
9	代理店・特約店証明書(★)	製造メーカー等 写し可	△	△	製造元等と代理店・特約店契約等がある場合提出してください。		
10	業態調書(資本関係・役員兼任関係)	様式第5号 *任意様式可	○	○	親会社・子会社・役員の兼任について記載すること。 該当がない場合は、「該当の有無」欄の「無」にチェックすること。(記載項目が同じであれば、各社作成様式で可)		
11	商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書	写し可	○	×	本店の所在地を管轄する法務局 *申請日から3ヶ月以内に交付を受けたもの		
12	代表者身分証明書	写し可	×	○	代表者本人の本籍地所在の市区町村役場 *申請日から3ヶ月以内に交付を受けたもの 申請に関しては、本籍地の役場の戸籍担当課に直接ご確認ください。		
13	直前の期末における決算報告書(貸借対照表・損益計算書)	写し可	○	○	個人の場合は決算書可。 営業開始後1年未満の方は、開業開始日から申請書提出日前までのものを提出してください。		
14	国税の納税証明書 (「法人税(個人は「申告所得税」)」及び「消費税及び地方消費税」)	国(写し可) (法人:その3の3) (個人:その3の2)	○	○	非課税または免税事業者の方も提出してください。 滞納がある場合は、有資格者となれません。 <u>(※国・地方税の徴収猶予を受けているため、「未納のない証明書」が発行されない場合は、お問い合わせください。)</u> *申請日から3ヶ月以内に交付を受けたもの。 *法人で伊万里市内の支店等に委任する場合は、法人市民税の納付が必要です。 *営業開始後1年未満の法人で、決算期末到来により納税証明書が発行されない場合は、法人設立(設置)届の写し(市税務課提出分等)を添付してください。 *「伊万里市税の未納がない証明」は、専用様式を使用すること。		
	◎下記書類は、本店又は委任先の支店等の所在地で異なります。 提出要領「主な提出書類に関する注意事項について」をご参照ください。			所在地		法人	個人
	佐賀県税の納税証明書 *県内本店又は県内の支店等に委任する場合提出	佐賀県(写し可) (未納がない証明)	市内	○		×	
			県内	○			
			県外	×			
伊万里市税の納税証明書 *市内本店又は市内の支店等に委任する場合提出	伊万里市(写し可) (未納がない証明) *専用様式	市内	○	○			
		県内	×	×			
		県外					
15	納税状況等確認同意書 (市内本店又は市内の支店等に委任する場合提出)	指定様式	市内	○	○	伊万里市内に本店を有するもの又は市内の支店等に委任するものは提出すること。 入札参加資格の有効期間中に市税の滞納が発生した場合、資格を取り消す場合がありますので、ご注意ください。	
			県内	×	×		
			県外				

※「提出書類一覧」の見方 ○:提出が必要 △:該当者のみ提出が必要 ×:提出不要 (★)希望業務の追加を行う時必要。

営業に関し必要な許可、認可等の例		
○医療用具製造業許可証	○医療用具販売業届出済証	○計量器販売等事業登録証
○計量器製造事業登録証	○自動車分解整備事業認証書	○医薬品販売業許可証
○薬局開設許可証	○医薬品製造業許可証	○医薬部外品製造業許可証
○石油製品販売業者の証	○揮発油販売業者登録通知書	○危険物取扱所設置許可証
○高圧ガス販売事業届書	○液化石油ガス販売者登録証	○小型船造船業登録済証
○一般電気事業許可証	○その他(国・県が認可している許可書・登録証)	